

平成 22 年度

浜松市包括外部監査結果報告書

「保育所事業の執行について」

概要版

平成 23 年 3 月

浜松市包括外部監査人

第1章 監査の概要

1. 監査対象（選定した特定の事件）

保育所事業の執行について

2. 監査対象を選定した理由

全国的な少子化の傾向は浜松市においても例外ではなく、浜松市は政策提言（マニフェスト）で「こども第一主義」を掲げ、平成22年4月1日より浜松市子ども育成条例が施行されている。

言うまでもなく、子どもの健全な成長なくして、経済活動の活発化や地域社会の発展はない。雇用形態の変化や女性の社会参加に対するニーズにより、子育て支援、子どもの育成のため、保育所の果たす役割はますます重要性を増している。浜松市においても、平成22年度一般会計において保育所費として125億円の予算を計上しており、この額は前年度比16億円の増加である。

以上のことから、「保育所事業の執行について」を本年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

3. 監査従事者

(1) 包括外部監査人	公認会計士	田中 範雄
(2) 補助者	公認会計士	松島 達也
	公認会計士	佐藤 雅秀
	公認会計士	鈴木 啓市
	公認会計士	柴山 和俊
	税理士	名倉 和実
	社会保険労務士	平田 晴久
	その他(注)	石巻 幹子
	(注) 公認会計士試験合格者	

この概要版では、保育所事業につき、概要を簡単に記載し、その後に監査結果を述べている。監査結果は、合規性、事務の効率性等の観点から是正が必要と思われるものについては【指摘】、将来的に是正が必要と思われるものについては【意見】を記載している。

第2章 保育所の概要

「平成22年度 保育課所管事業」（こども家庭部保育課）等より抜粋し、一部加筆修正を行った。なお、本稿では、保育所と保育園、公立と市立、私立と民間はほぼ同義語として使用している。

1. はじめに

保育所とは、保護者の就労など何らかの理由で、家庭において十分子どもを保育できない場合、保護者にかわって保育することを目的とする児童福祉施設のことである。児童福祉法を根拠法令とし、厚生労働省が所管している。0歳児から小学校就学前の乳幼児を対象とし、保育士が保育にあたる。長時間の開所となっている。

保育所に似たような施設として幼稚園があるが、幼稚園は幼児教育施設であり、幼稚園教諭が教鞭をとる。学校教育法によって設置されるものであり、文部科学省が所管している。幼稚園は学校の種類であるため、小学校就学前の3年保育である。保育時間は概ね4時間程度であるが、近年、時間外預かり保育を実施している園が多い。

幼稚園と保育所との比較は以下のとおりである。

・幼稚園と保育所の比較

区分	幼稚園	保育所
根拠法令	学校教育法	児童福祉法
入園（所）対象児	満3歳児～就学前の幼児	0歳児～就学前の保育に欠ける乳幼児
入園（所）方法	園に直接申し込み	市に申し込み
保育時間 （開所時間）	4時間が標準 （預かり保育実施園有）	11時間以上の開所
保育料	市立 市が設定 私立 各園が設定	所得に応じて市が設定 （市立・民間同一）

保育所は、児童福祉法に基づき市町村が設置又は都道府県、政令指定市や中核市より設置を認可された施設をいい、認可保育所と呼称されることもある。

一方、児童福祉法上の保育所に該当しない保育施設は、認可外保育施設と呼ばれ、設置は届出制である。無認可保育所と呼称されることもある。

保育所と認可外保育施設の比較は以下のとおりである。

・認可保育所と認可外保育施設の比較

区分	認可保育所	認可外保育施設	
		認証保育所	その他
設置者	市、社会福祉法人等	規定なし	規定なし
設置	市が認可（民間）	市が認証	市に届出
入所申込	市に申し込み	施設に直接申し込み	施設に直接申し込み
保育料	所得に応じ市が設定	各施設が設定（ただし、3歳未満の場合は月額80,000円、3歳以上の場合は月額77,000円を上限）	各施設が設定
保育士	配置基準の全員が有資格者	I類 1/2以上が有資格者 類 1/3以上が有資格者	1/3以上が有資格者
給食	自園内での調理	自園内での調理（I類）	規定なし
運営方針	保育所保育指針	認可保育所の「保育所保育指針」の基準に準じる	認可外保育施設指導監督基準

認証保育所・・・認可外保育施設のうち、保育水準の向上及び児童の処遇改善を目的とした浜松市独自の基準を満たした保育所。市で運営費の補助を行っている。

2. 浜松市における保育施設

浜松市における保育施設の概要は以下のとおりである（平成22年4月1日現在）。

	施設数	定員
公立保育園	24	2,230人
民間保育園	61	6,000人
認証保育所	24	1,183人
合計	109	9,413人

3. 浜松市の保育行政

浜松市の保育行政は、こども家庭部保育課で執行されている。

(1) 職員調べ (こども家庭部保育課)

(単位：人)

区分 職名	課長	専門監	課長補佐 主幹	企画・調整 グループ	運営・指導 グループ	保育園 (24園)	計
事務職員	1		1	4	5	1	12
管理栄養士				1			1
保育士		1	6			259	266
栄養士						5	5
調理師						15	15
嘱託職員							
非常勤職員						54	54
計	1	1	7	5	5	334	353

(2) 事務分掌

保育に係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。

児童福祉法（保育所に係るものに限る。）の施行に係る事務の総括に関すること。

保育所の設置、認可及び指導に関すること。

特別保育事業の総括に関すること。

認定こども園に係る事務の総括に関すること。

認可外保育施設に係る事務の総括に関すること。

保育園に関すること。

(3) 事業細目

<企画・調整グループ>

ア 民間保育所施設整備助成事業（保育所待機児童解消対策）

イ 公立保育所工事・修繕

ウ 公立保育所調理業務非常勤化（平成21年度～平成23年度）

エ 新型インフルエンザ等感染症対策設備整備 ※平成22年度単年度事業

オ 20大都市児童福祉行政主管課長会議関係

<運営・指導グループ>

- ア 公立保育園管理運営
- イ 民間保育所助成事業
- ウ 病児・病後児保育事業
- エ 地域子育て支援拠点事業
- オ 保育ママ事業
- カ 認証保育所等助成事業
- キ 事業所内保育施設助成事業（平成21年度～）

(4) 主要事業、継続事業

保育所待機児童の解消

次世代育成支援行動計画に掲げる保育事業の推進

公立保育園調理業務の非常勤化（継続）

認定こども園の設置促進（平成23年4月幼保連携型認定こども園の新規開設）

保育料収納率の向上

(5) 課題

保育制度改革への対応

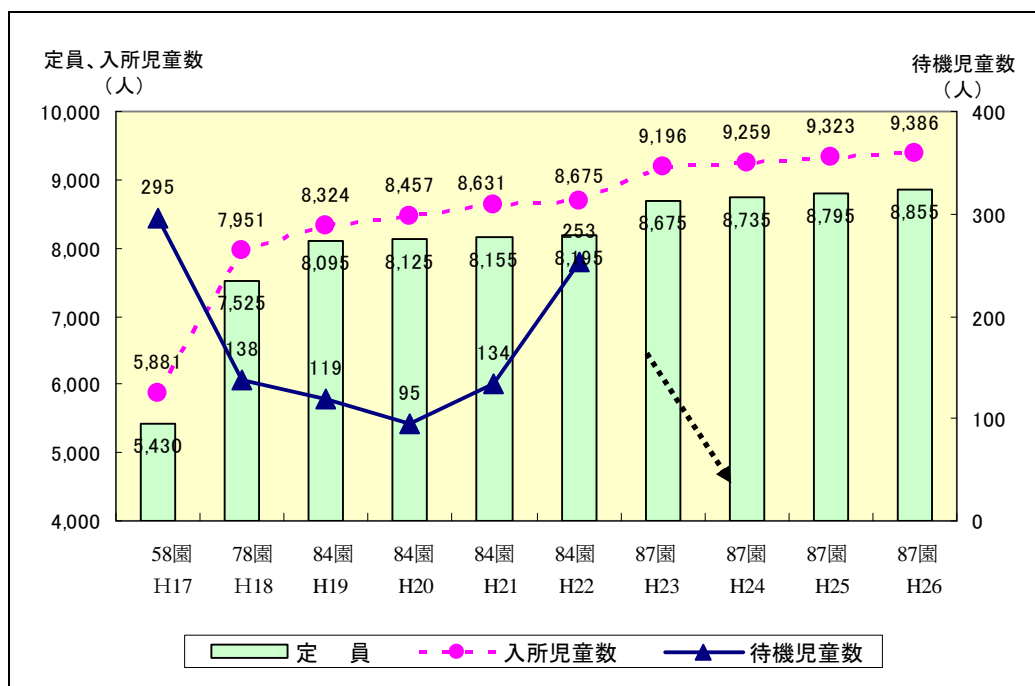
児童福祉施設最低基準の条例委任に対する条例制定

4. 待機児童の現状と待機児童解消への取組み

(1) 本市の現状

<待機児童数について>

①定員・入所児童数・待機児童数の推移（各年度4月1日現在）



H17 H18 の定員及び入所児童数の増加は主に合併によるもの。

②地域別待機児童数内訳

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	計
H21.4.1	29人	26人	10人	13人	23人	33人	0人	134人
H22.4.1	87人	63人	19人	10人	24人	49人	1人	253人
増減	58人	37人	9人	3人	1人	16人	1人	119人

<保育所利用率について>

・保育所利用率等の推移（各年度4月1日現在）

区分	H19年	H20年	H21年	H22年	対前年比
保育所利用率	17.8%	18.2%	18.6%	19.1%	0.5%
幼稚園利用率	36.8%	35.9%	35.1%	35.1%	0.0%
就学前児童数	46,691人	46,569人	46,328人	45,486人	842人

(2) 待機児童解消の取組み

< 具体的施策 >

・ 保育所の緊急整備

年度	区分	園数	保育所定員増
H21・22	既存民間保育所の増改築等	3園	60人
H22	民間保育所の創設等	7園	420人
定員増合計		—	480人

・ 平成23年度以降の既存保育所の増改築

年度	区分	園数	保育所定員増
H23	既存民間保育所の増改築等	2園	60人
H24	〃	2園	60人
H25	〃	2園	60人
定員増合計		—	180人

- ・ 保育所入所定員の弾力的対応
- ・ 認証保育所の効果的運用
- ・ 私立幼稚園を母体とした幼保連携型認定こども園の導入推進
- ・ 事業所内保育施設の設置促進
- ・ 幼稚園における預かり保育の効果的運用
- ・ 国の保育制度改革への取組に関する対応

5. 保育行政関係の歳入・歳出

「決算に関する説明書（浜松市）」及び「事項別決算資料（保育課）」より作成した。

（単位：千円）

	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	金額	%	金額	%	金額	%
(1) 歳入						
保育所保育費負担金等	2,484,568	23	2,562,511	24	2,585,746	24
行政財産使用料	75	0	68	0	91	0
保育所運営費負担金	1,573,402	15	1,647,929	15	1,688,255	15
国庫補助金	396,339	4	419,402	4	380,543	3
県補助金	7,725	0	0	0	29,393	0
雑入	13,496	0	8,767	0	9,203	0
市債	0	0	0	0	25,500	0
合計	4,475,605	42	4,638,677	43	4,718,731	43
(2) 歳出						
人件費	2,107,358	20	2,006,399	18	1,960,077	18
市立保育所管理運営事業	823,793	8	824,865	8	924,706	8
民間保育所等助成事業	7,486,370	70	7,841,009	72	7,827,743	72
その他	209,725	2	221,962	2	228,502	2
合計	10,627,246	100	10,894,235	100	10,941,028	100

※1 臨時職員の共済費については、H19,20年度は人件費に含めているが、H21年度（63,292千円）は市立保育所管理運営事業に含めている。

※2 %表示は歳出合計を100%とした場合の割合を示す。

[歳入・雑入のうち主なもの]

・一時保育利用料等 12,386 8,725 9,005

[歳出・その他のうち主なもの]

・地域子育て支援センター事業 180,696 182,545 181,056
 ・乳幼児健康支援一時預かり事業 16,118 27,794
 ・病児・病後児保育事業 37,072

・人件費の内訳

（単位：千円）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	増減 (H21-H20)
A 人件費	1 報酬	28,829	22,134	72,278	50,144
	2 給料	1,155,901	1,107,065	1,082,303	24,762
	3 職員手当等	555,864	521,004	470,035	50,969
	4 共済費 ※3	366,764	356,196	398,753	42,557
	合計	2,107,358	2,006,399	2,023,369	16,970
B 市立保育所運営事業	7 賃金 ※4	455,368	448,560	494,832	46,272
A+B（人件費総合計）		2,562,726	2,454,959	2,518,201	63,242

※3 同水準で比較するため、H21年度は臨時職員共済費（上記※1 63,292千円）を人件費（共済費）に含めている。

※4 市立保育所運営事業のうち人件費に相当する額（臨時職員賃金）。

(平成21年度決算額の分析)

- ①歳出総額は10,941,028千円に対し、歳入総額は4,718,731千円(約43%)であり、差額6,222,297千円は市税等より補てんされている。
- ②歳出総額10,941,028千円のうち、保育所保育費負担金等は2,585,746千円(約24%)であり、差額8,355,282千円は国、県、市税等より補てんされている。
- ③人件費をみると、給料が24,762千円、職員手当等が50,969千円減少しているが、報酬が50,144千円、共済費が42,557千円、賃金が46,272千円増加しており、トータルで63,242千円の増加となっている。これは主として、公立保育所調理員の非常勤化移行及び共済費の料率変更によるものである。

第3章 保育所を取り巻く環境

I. 待機児童解消への対策

1. 待機児童の現状と将来の見通し

保育所の需要予測について、浜松市の予測が将来見通しとして適切なものであるか確認する視点で監査を実施した。

【需要予測の見直し（意見）】

待機児童対策は、その施策が長期にわたって影響するものであり、将来予測等の誤りは行政の無駄に直結する。

平成21年2月18日付「待機児童解消調査研究連絡会議最終報告」によると、平成23年以降の計画は、「ニーズ調査」（平成21年3月実施）を参考に検討していくとある。しかし、この「ニーズ調査」による需要予測は、平成21年3月時点で平成29年度（10年後）の需要を予測したものであり、その後の経済環境の変化等を勘案すると、状況は大きく変動している。そのため、需要予測は毎期、見直される必要がある。また、同保育ニーズは、保護者の将来の就労希望がそのまま実現する前提であり、潜在需要をすべて取り込んだ最大値といえる。潜在需要を考慮して今後の施設計画を立案することを否定するものではないが、正確な需要予測は大変困難であり、慎重な取扱いが望まれる。

2. 保育所の新設・増設による対応

浜松市の保育所創設、増改築実績（計画含む）につき、待機児童解消対策と今後の少子化社会への対応の効果等を確認する視点で監査を実施した。

【現有資産の活用（意見）】

少子化社会の中、確実に就学前児童の数は減少している。また、この傾向が短期間で変化することも考えにくい。このような状況で、いくら国（県）による財源手当てが得られたとしても「安心こども基金」に頼る形で、箱モノ（施設整備）により対症的に待機児童対策を図ることは後々に禍根を残さないか懸念される。

箱モノには、その運営費が将来に渡って負荷されることになり、「少子化社会」におけるその後のビジョンがより重要になる。

保育所創設や増築は、足元の待機児童解消策として、確実にその効果を発揮するであろうし、社会から対応を求められていることも事実であろうが、その前に幼稚園や認証保育所等、現有資産の最大限の活用に知恵を絞る必要性を感じる。

3. 定員増加による対応

定員の見直しが厚生労働省通知に従って、適正に行われているかどうか等の視点で監査を実施した。

【定員を尺度とすることの是非（意見）】

定員の増加数や定員充足率など、定員との関連で待機児童問題をとらえるものが多いが、入所定員の弾力的対応により、定員超過が常態化している現状からは、定員を尺度に議論することが現実とのギャップを生んでいると懸念するところである。保育士の配置や保育室の面積、保育の質の確保などを考慮した、各保育所での現実的な受容可能な人数を歳児別に提示してもらうことにより、実供給量を把握したうえで、待機児童を割り振っていくことが今後の待機児童解消のためにより効果的であると考ええる。

4. 認証保育所の活用による対応

認証保育所の利用者に対し、0～2歳児1人当たり月額2万円を助成することを柱とする浜松市の施策につき、主として効率性・合理性の視点で監査を実施した。

【0～2歳児保育の配分（意見）】

待機児童数は、市立・民間の区別なく0～2歳児の比率が高い。また歳児別の入所数と待機児童数の対応を見ると、明らかに0～2歳児において需給ギャップが生じている。

認証保育所利用者に対する助成に一定の効果は期待できるが、認証保育所に対して保育所側の負荷が大きい0～2歳児のみに助成し利用率を上げるよりも、より厳しい設置基準を満たした認可保育所へ0～2歳児（特に1～2歳児）の保育をシフトしていくほうが望ましいのではないかと考える。民間の認可保育所での対応にはいろいろな制約があると思われるため、市立保育所が率先して0～2歳児の保育に特化する等の大胆な対策も検討してみる価値があると考ええる。

5. 事業所内保育施設による対応

事業所内保育施設の設置促進に係る政策に対する実効性等を確認する視点で、監査を実施した。

【事業所内保育施設の活用（意見）】

浜松市では、企業の仕事と子育ての両立支援及び保育所待機児童の解消を目的に、事業所内保育施設の設置促進のための開設準備経費の助成を行っている。

事業所内保育施設の活用を目を向けて対応をしていることは評価したいが、事業所内保育施設の入所率は52.25%に留まり、入所率を上げる方策をとる必要性を強く感じる。

幸いなことに、国も現行制度を見直し、幼稚園や保育所などと同じ公的支援を受けられる施設と位置付ける方針を打ち出している。これによると制度上、これまで従業員以外の子どもは保育人数の半分までに制限されていたが近隣地域の子どもを幅広く受け入れられるように変更するとのことで、待機児童解消の一助になるものと期待される。さらに、事業者側や利用者側からアンケート調査を行う等により、利用がすすまなかった原因を分析し、対応していく必要があると考える。

6. 幼稚園との機能分担

浜松市内の保育所では定員超過が常態化している中、幼稚園では定員割れが進んでいいる。そのため、保育所と幼稚園の機能分担の効果、有効性等の視点から監査を実施した。

【幼保の機能分担（意見）】

市立幼稚園では、すべての園が定員割れの状態であり、市全体でみると定員の約5割しか園児が在園しておらず、規模の縮小、保育所への転換等の検討をすべきと考える。

民間幼稚園でも、比較的都市部の中区においてさえ定員割れが2,000人を超え、供給過剰が明らかである。

現在の幼稚園をそのまま保育所（認定こども園を含む）に転換することは、設備の面から難しく、また3歳未満児と3歳以上児ではその保育環境がかなりの差異があることから、幼稚園及び保育園の持つそれぞれの機能や役割は残して、歳児ごとに児童を振り分けることが有効であると考え。例えば、3歳未満児を保育所で重点的に保育し、3歳以上児については、幼稚園で重点的に受け入れることで追加の費用も少なく需要と供給の不一致の問題が解決できると思われる。

7. 保育所待機児童情報の発信

浜松市の保育所に関する情報公開の姿勢について、待機児童解消に対する有効性等の視点から監査を実施した。

【待機児童情報の公開（意見）】

現状、各保育所の情報は、インターネットサイト「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」(<http://www.hamamatsu-pippi.net/>)にて入手することができる。しかし、各保育所の「空き」情報は区役所の窓口にて確認することになっている。待機児童の情報は、保育所を選択する上で重要な情報であり、子どもを抱える親にとって当該情報を自宅にて、手の空いた時間に入手したいとするニーズは大きいものとする。リアルタイムで公開することは無理があるにしても、例えば前日時点とか先週末時点といったタイミングでもよいので、インターネットに全保育所の個別待機児童状況一覧を公開するほうが、利用者が保育所を選択する際の利便性が高まるものとする。

II. 保育所等の施設整備

1. 保育所等の緊急整備

平成21、22年度保育所等の緊急整備につき、主として法規性、経済性、有効性の視点で監査を実施した。

【工事落札率の高い案件について事後検証の必要性（意見）】

民間保育所等の施設整備事業に係る工事落札率（落札価格÷予定価格）は平均94%であり、過半数の工事で95%を超えていた。一方、浜松市の競争入札の平均落札率（平成20年度）は89.5%であり、4.5%程度の乖離がある。もし各々の工事が市並みの落札率で受注されていたならば、節約可能推計額は約150百万円（予定価格合計3,323百万円×落札率の差4.5%=149.54百万円）となる。

落札率が高かった理由として、設計価格を下回る価格で予定価格が設定されるケースが多かったこと等が考えられるが、予定価格の合理性に注目しつつ、落札率の高い案件については事後の検証も求められるべきと考える。

【幼稚園の保育所転換に係る助成について（意見）】

定員割れが続く幼稚園の保育所転換を呼び込むために、今回の助成では対象を学校法人にも広げ、保育課でも案内を進めてきたとのことであるが、学校法人側の保育・教育に対する見解の相違のほか、高額な転換工事費用等が阻害要因となって実現には至っていない。幼稚園と違い乳児を扱う保育所では、専用のトイレ設備、沐浴設備、調乳・離乳食・アレルギーに対応した給食設備等が必要になる。経験のない分野での多大な設備投資は、転換への動機づけを弱める要因となる。

今後は、幼稚園への綿密なヒアリングをもとに、どのような制度設計であれば、保育所転換ニーズを引き出せるか、助成面からも検討されるべきと考える。

2. 次世代育成支援行動計画策定以降の施設整備状況の検討

次世代育成支援行動計画（平成17年）以降の施設整備状況につき、主として効率性、効果の視点で監査を実施した。

【各地域の保育需要からみた施設整備の検証（意見）】

今回の「安心子ども基金」活用による施設整備事業は、補助額の1/3が市の支弁であり、市財政の負担を増加させるものであるが、合併前の地域の偏りに配慮しながら、490人も大幅な定員増を達成し、おおむね適正な配置がなされたと思われる。特に、中区、東区、浜北区等保育需要の高かったエリアで緊急整備の効果が期待される。

一方、足元の保育需要は当面増加する傾向にあるが、少子化社会の中、就学前児童の

数は減少しており、保育需要の予測は難しいものがある。施設が増えれば維持・更新に係る追加的な費用も将来にわたり増加していくため、今後の整備はこれまで以上に初期投資に見合う効果が期待できる案件に絞る必要があり、施設整備だけに頼らない施策の重要性が増すものとする。

3. 耐震補強推進計画

市立及び民間保育所の耐震補強推進計画につき、主として合規性・有効性の視点で監査を実施した。

【民間保育所の耐震工事（指摘）】

保育所のように、施設整備補助や運営費の多くを国や市に支弁される施設については、市立・民間の区別なく持続可能な事業がなされるよう配慮されるべきである。東海地震等が懸念される静岡県下においては、保育所の耐震補強工事は、事業の持続可能性を高める重要なものであることに間違いはない。

今回の「安心子ども基金」活用により、耐震補強工事を含む施設整備が行われたが、文部科学省が判定基準とする構造耐震指標値（Is 値 0.7）を満たさない施設はまだ浜松市内に 6 施設存在する。これらの既存民間保育所についても工事の優先順位を高めて迅速な整備計画が求められる。

いつ起きても不思議ではないといわれている東海地震に備えるべく、施設の耐震補強工事については待機児童対策とは別枠で、重点的な支援が検討されるべきである。

III. 新しい保育の経営形態

1. 保育所民営化の実績と今後の計画

保育所民営化の進行状況について、当初の目的に沿って適切に実施されているか等を確認するため監査を実施した。

【今後の民営化実施計画（指摘）】

平成20年度において、新たな民営化実施計画が策定されることとなっていたが、他の市町村において訴訟が起り損害賠償判決が出たこと、子ども・子育て支援について大きな制度改正の議論があることなどを理由に、新たな計画は策定されていない。

市立保育所の運営は以前に比べ、サービス、コスト両面において向上しているものの、依然として民間保育所の方が、特別保育の実施等の面で充実し、運営コスト面においても効率的な運営を行っている。浜松市内において過去に民営化された2つの保育所で実施された民営化後の保護者へのアンケートを見る限り、移行後に多少の混乱があったものの大きな問題は発生していない。

引き続き保育所の民営化を推進すべきである。

2. 株式会社の参入

株式会社の参入について、支障となっている事象を分析する等の目的で監査を実施した。

【株式会社参入の効果（意見）】

株式会社の参入は、配当等収益の流出が懸念されることや、業務不振を理由に突然保育事業から撤退されるリスクもあるが、サービスの向上、施設の拡充という効果が期待される。一方で、経営の合理化追求という観点から正規職員が減少し、非常勤職員が増加する等、保育の質の低下につながるとの声も聞かれるが、保育の質の低下は自ずと利用者離れにつながる事となるため、現実には起こり得ないと考える。市場原理を取り入れ、質の高い保育を目指すために、国も株式会社の参入を推進しているのであるから、市も積極的に支援していくことが必要と考える。

3. 認定こども園

認定こども園化の進行状況について、主として有効性の視点で監査を実施した。

【幼稚園の認定こども園化（指摘）】

行政経営計画にもあるように、既存施設（設備）の有効活用による待機児童解消を目

指すためにも、今後は民間幼稚園に対する説明の機会を大幅に増やすなど、積極的な普及への取組みをすべきである。

また、認定こども園となるために新たに必要となる設備関連費用、あるいは国庫補助により整備された施設を認定こども園に転用することに伴い国庫へ返納義務が生じる場合の費用等について、今後、国の対応が不十分である場合には、市独自の補助金を交付するなど、民間幼稚園の認定こども園化に対し、財政的にも積極的な支援をしていくべきである。

また、市立幼稚園においても定員割れが目立っており、施設の有効利用の観点から、認定こども園化すべく検討する必要がある。

IV. 保育事業の多機能化

1. 特別保育の実施状況

特別保育の内容は、①一時保育、②延長保育、③休日保育、④地域子育て支援センター、⑤病児・病後児保育となっている。市立保育所、民間保育所の特別保育の実施状況について市民のニーズとの整合性等の観点から監査を実施した。

【市立保育所における実施率の向上（指摘）】

一時保育については、市立保育所では在園児童数当たり 1.88 日、民間保育所では 7.16 日実施している。また、延長保育についても、市立保育所では在園児童数当たり 5.78 日、民間保育所では 10.93 日実施しており、圧倒的に民間保育所の実施率が高い。市立保育所では、保育施設等の面積に余裕がなく、実施しにくいとのことだが、実施率を高めるよう努めるべきである。

2. 一時預かり（一時保育）

一時保育の申込状況及び申込用紙の記載状況について合規性の視点で、通常保育との比較から見た一時保育の利用について適正性及び経済性の観点で監査を実施した。

【一時保育申出書の記載の不備（指摘）】

中区の認可保育所に提出された申出書を調査すると、記載の不備や添付書類の提出漏れ等が数多く存在した。一時預かり（保育）事業は、補助金交付の対象であり、利用者数に応じて補助金の額が決定される。よって、一時預かり（保育）事業の対象となる児童か否かの判断については、入所決定時と同様、厳格に行われるべきである。

【一時預かり（保育）事業の適正運用（指摘）】

一時預かり（保育）は、本来、短期的なものであるが、利用期間は長期化している傾向にある。そのため、一時預かり（保育）を利用することで通常保育と同様の保育サービスを受けることができる実態があることが推測された。一時預かり（保育）の本来の趣旨に立ち返り、適正な運営を実施すべきものとする。

【一時預かり（保育）と待機児童数の公表について（意見）】

一時預かり（保育）を利用して長期間保育所に在園する者も、現状の計測方法では待機児童としてカウントされており、公表されている待機児童数が実際の待機状況を反映していないのではないかと考える。よって、待機児童数等の公表においては、長期間一時預かり（保育）を利用する児童を含めた場合と除外した場合についても合わせて公表すべきものとする。

【通常保育の保育料から見た一時保育の利用料（意見）】

一時保育では、利用料が児童の年齢に応じて一律に定められているため、高額所得者の場合、保育料より一時保育の利用料の方が割安な場合が考えられる。月額保育料と一時保育利用料の負担額（1ヶ月の利用日数を25日とした場合）、負担割合の分岐点は、所得階層区分により計算すれば、一時保育利用料が3歳未満児で50,000円、3歳児25,000円、4歳以上児22,500円であり、通常の保育利用者の所得階層でいうと、3歳未満児では第15区分（平成21年分の所得税額が333,000円以上623,000円未満 月額保育料55,500円）、3歳児では第10区分（同60,000円以上75,000円未満 月額保育料28,500円）、4歳以上児では第9区分（同45,000円以上60,000円未満 月額保育料24,000円）以上の場合、保育料より一時保育の利用料が有利となる。

通常保育との公平性との観点から、一時保育の利用料についても所得階層別に利用料を決定する等の制度変更を講ずるよう国に対し求めるべきと考える。

3. 延長保育

延長保育の実施状況について、主として合规性及び適正性の視点で監査を実施した。

【延長保育促進事業費（補助金）の支給額の問題点（意見）】

延長保育促進事業費補助金の支給額の計算は、基本分が非常に大きいものとなり、加算分の比重は低いものとなっている。実施状況に差があるにもかかわらず、延長保育促進事業費（補助金）の支給実績はほぼ同額となっており、延長保育促進事業費（補助金）の支給額の計算方法が適正を欠いていると言える。

延長保育促進事業費（補助金）は、国の要綱によるため、支給額の計算方法を変えることは容易なことではないが、利用者数や実施延日数等を考慮して延長保育促進事業費（補助金）の支給額を決定するよう、計算方法を見直すべきであり、国に対し提言することも検討すべきと考える。

4. 休日保育

休日保育に対する市民ニーズへの対応状況について、主として有効性の視点で監査を実施した。

【休日保育の実施（意見）】

市民アンケートによれば、市民の休日保育への期待は大きいですが、保育士の適正配置等が困難であるため、平成21年度に休日保育を実施した保育所は民間の3施設のみであった。浜松市では、市内の認可保育所に通所している児童であれば3施設の休日保育を利用することを可能としているが、地理的な問題もあり利用者は少ない。そのため、エリアの近い保育所をグループ化し、そのグループの中で当番制により休日保育を実施する

等の利用者側の利便性を考慮した措置を講ずべきである。また、官民一体で子育て支援をするという観点からは、市立保育所が休日保育を積極的に実施、運営するべきである。

5. 地域子育て支援センター

地域子育て支援センター事業の機能について、主として有効性の観点で監査を実施した。

【地域子育て支援センター事業の実施（意見）】

一施設当たりの講座・イベントの実施回数平均を比較すると、民間保育所が市立保育所の実施状況を上回っており、民間保育所が積極的に取り組んでいることが伺えた。

地域子育て支援センター事業は、市と保育所との委託契約で委託報酬は年額一律2,576,000円と決まっており、利用延べ人数や実施回数は考慮されない。利用延べ人数、実施回数は、園によって差があり、委託報酬の形態が一律で良いか否か検討すべきと思われる。また、市立保育所については、民間保育所以上に地域子育て支援センターの事業を理解し、地域のコミュニティとしての役割が求められ、実施回数を増加させるべきである。

6. 病児・病後児保育

病児・病後児保育事業について、主として有効性、効率性の視点で監査を実施した。

【利用実績の向上（意見）】

全国的に病児・病後児保育の充実が期待されているものの、全国平均では認可保育所2,700人に1ヶ所と病児・病後児保育事業を運営している施設は極めて少ない。一方、浜松市では、認可保育所6,998名（平成22年3月1日付）に対し7つの病児・病後児施設が運営されており、病児・病後児保育施設が充実したエリアであるが、利用者数が極めて低調である。利用状況が低調な理由として、積極的な広報活動が行われていないことが挙げられる。病院等での積極的な広報活動を検討すべきものとする。

7. 保育ママ事業

天竜区の保育ママ事業について、主として事業運営の適正性を確認する等の視点で監査を実施した。

【保育要領の作成と保育ママ活動報告書の改定（意見）】

事業運営の基準となる「浜松市天竜区保育ママ事業実施要綱」は、委託事業の内容について定められているだけであり、保育事業の要領等について特段の定めはない。

保育ママ事業がその保育にたずさわる保育士等の裁量においてのみ実施され、管理者不在の状態となっていることから、保育活動内容を示す詳細な報告書を提出することが必要と考える。また、事故を未然に防ぐ意味でも対応マニュアル等の作成に早期に着手すべきである。

第4章 保育所の運営

I. 入所、保育料の決定・徴収及び滞納整理

1. 入所決定

入所選考にあたり、選考基準は適正か、選考基準の運用について区によって差異が生じていることはないか等の観点から監査を実施した。

【地区における入所格差の是正（意見）】

待機の状況が深刻な浜北区では、平成21年度においては、年度当初で既に定員数に達し、8月までに定員の弾力的対応による上限も超過していた。他の地域ではここまでの状況はなく、ポイントが低くても入所できた希望者もあった。入所選考において、同じ評定ポイントであっても時期や地区によって入所の可否が分かれることは公平性の観点から問題がある。

施設整備には時間がかかるにしても、幼稚園の預かり保育を活用する、認可外保育施設との連絡体制を高めるなど、すぐにできることもあると思われる。早急に対応すべきである。

2. 保育料の決定

保育料決定手続について、手続が適正に行われているか、業務が効率的に行われているか等の観点から監査を実施した。

【変更手続事務の効率化（意見）】

所得水準が低く、児童扶養手当・母子手当、生活保護等ももらっているケースでは、児童扶養手当等の受付窓口（同じ社会福祉課）の担当との間で、時々データのやり取りが行われるが、データのやりとりは常時ではない。窓口を統一するとか、2つの手続が1つの手続で行えることにするなど、対応の工夫が必要と考える。

また、市民税情報との照合についても、入所申込時と7月の年1回の確認のみであることから、市民税情報とのリンクや、市民税情報と所得税情報が一覧できるシステムの変更等が必要と思われる。

【減免決定起案書の保存年限（指摘）】

中区の7件の平成21年度保育料減免申請書、調定書類を確認したところ、減免決定起案書の保存年限が相違していた。統一すべきである。

また、過誤納金還付請求書に日付記入がなく、提出日の確認はほとんどできなかった。日付未記入の請求書を受領し、後日日付を補充することが実務上行われていると推測さ

れるが、請求書には提出者による日付の記載を求めるべきである。

3. 収納管理システム

収納管理システムの収納処理方法及び現年度分、過年度分の管理方法につき、収納管理の有効性及び効率性が確保できているか等の視点で監査を実施した。

【収納管理システムの問題点（意見）】

現状の収納管理システムでは、保育料の発生翌年度以降は、過年度分の納付者ごとの消込管理を継続して行うことはできず、滞納繰越分の収納消込処理及び債権管理簿の整備等の債権管理は、別途作成される台帳管理プログラム（Microsoft Access）によっており、業務の重複及び非効率が生じていると考えられる。

また、滞納整理事務を効率的かつ有効に実施するためには、住民情報（住民票データ、納税データ等）とのリンクは必須な機能であるが、過年度分を管理するアクセスプログラムに住民情報とのリンクはなく、この点から考えても業務の非効率が生じている。

手続を効率的に行うためにも、現年度分と滞納繰越分の収納管理及び債権管理業務を単一のシステムで行う体制を整備していく必要がある。

【機能別のアクセス制限の必要性（意見）】

現状では、収納管理システムでの収納消込処理機能について、システム上のアクセス制限は付与されておらず、不正な収納消込処理に対するシステム上の牽制が整備されていない。不正処理を未然に防止するためにも、収納消込処理機能にアクセス制限を付し、特定の職員を除き収納消込処理を物理的に不可能とする必要がある。

4. 延滞金

延滞金の徴収につき、適正性の確保等の視点で監査を実施した。

【延滞金の徴収（指摘）】

「地方自治法」及び「浜松市税外収入金の延滞金に関する条例」を根拠に、本来はペナルティとしての延滞金を徴収することができるが、現在のところ、浜松市では延滞金の徴収を行っていない。支払能力がありながら滞納している利用者に対して延滞金を徴収しないことは、納付期限どおり納付している善良な利用者との間で保育料負担の公平性を欠くことになる。

そのため、原則として延滞金の徴収を行うべきであり、例外的に延滞金の免除が必要な利用者からは「延滞金免除申請書（仮称）」の提出を受け、その免除申請理由に合理性が認められる場合に限り、市長が延滞金の免除を承認する体制を整備していくべきである。

5. 滞納整理事務手続

滞納整理事務につき、事務手続の効果、効率性等の視点で監査を実施した。

【全滞納者への納付催告書の送付回数及び時期の検討（意見）】

滞納者全員に対する納付催告書の送付は、毎年1～2月の時期に年間1回のみ行っている。滞納繰越額の早期の解消を視野に入れ、上述の時期に加え、より有効な時期（各種手当の支給時期又は賞与等の支給時期の近辺）に納付催告書を送付することを検討する必要がある。

6. 保育料の滞納額と運営費

保育料の滞納が市財政に与える影響等を調査・分析する等の視点から監査を実施した。

【保育料の滞納者への督促と運営費（指摘）】

運営費の額は、通常0～5歳児までの5年間で500万円を超える額となるが、保護者が支払う保育料は、運営費の20～30%程度に過ぎない。割安な保育料で保育サービスを受けることができるのであるから、利用者側（保護者）が保育料を納付することは最低限の責務である。

保育料の徴収管理は市で行っているため、保育所側では積極的に保護者への督促等を実施していないが、現年度の滞納額の新規発生を抑制するためには、保護者との接点を持つ保育所側でも積極的に滞納保育料の督促を行わせるべきである。また、可能であれば、保護者負担の保育料の滞納状況に応じて運営費の交付額が増減する等の仕組みを検討することも必要と考える。

II. 補助金等の交付

1. 運営費

運営費につき、申請・交付手続が適正に行われているか、算定方法は妥当か等の観点から監査を実施した。

【特別保育、0歳児保育の充実（意見）】

市立保育所保育料の保護者負担率は23.9%、民間保育所保育料の保護者負担率は26.7%となっている。これは、主に延長保育への対応と0歳児への保育対応による。

つまり、民間保育所の方が延長保育への対応が充実しているため就業している保護者にとっては民間保育所に預ける傾向が高くなる。また、0歳児への対応については、市立保育所の場合、8園は産休明け（生後2ヶ月）、他の園は生後6ヶ月からの対応となっているのに対し、民間保育所はほとんどが産休明け（生後2ヶ月）からの対応を取っており、延長保育と同様、就業している保護者にとって預けやすい環境となっているためである。

特別保育の項でも意見として記載しているが、市立保育所でも延長保育、0歳児保育の充実を図り、待機児童対策の一つとしてはいかがかと考える。

【運営費の算定方法の柔軟化（意見）】

運営費の算定方法は、基本的には歳児別の園児数によっており、保育所の定員数（規模）と現員数によって運営費の額が決定される。

これでは、例えば保育所で音楽教室を開催し、音楽に親しむ園児を育てるという工夫を行ったとしても、保育所の全額負担で行うこととなり、努力の結果が民間保育所の収入に反映されない。画一的サービスしかできない状態では、各保育所の努力は消極的になってしまうのではないかと。

運営費の算定方法は国にて決定されており、市単独での変更は困難かと思われるが、各園の積極的な保育の工夫を引き出すため、行政側でも何らかの工夫があつてよいと思われる。

2. 施設機能強化推進費加算（保育所運営費国庫負担金）

施設機能強化推進費加算につき、申請手続及び支給手続は適正か、補助金支出の必要性の検討はされているか等の視点により監査を実施した。

【証拠書類の添付（意見）】

調査した2区23園のうち、申請書に証拠書類の添付がなされていた保育所はわずか2園であった（2園は同一法人の運営による）。

事業計画の段階で申請するため、領収書の添付を求めることはかなわないが、申請の添付資料として、避難具の見積書や購入必要性検討の備考欄記入等を求めることは必要であると思われる。

【指導監査資料の活用（意見）】

申請の対象は主として避難具購入、防災訓練用消耗品費となっている。疑問に思われたのは、避難具等（例えば発電機）の買替時期の適正性及び買替えの必要性を検証していないことであり、重複購入となっていないか確認した方がよいのではと思われた。

国の求める要綱上の書類以外でも「必要性及び経費等について必要な審査」をプラスし、市独自に行っていくことが必要と考える。

3. 入所児童処遇向上費補助金

補助金の申請・交付手続が適正に行われているか等の観点から監査を実施した。

【補助金交付の必要性（意見）】

中区 18 園につき、補助金の額を確認したところ、合計で 201,177 千円、1 園当たり 11,176 千円であった。補助の対象を見ると、内容としては必要なものと考えられる。しかし、各園の決算書を見ると、施設整備積立預金積立支出等の積立項目で数百万から数千万円単位の積立も見られた。一事業年度で数千万円単位の積立ができる程の財政状態を見ると、補助金額や補助対象事業所については再検討が必要と思われた。

4. 認証保育所運営費等補助金

補助金の申請・交付手続が適正に行われているか等の観点から監査を実施した。

【補助金交付手続の効率化（意見）】

受託児童数により補助金が異なるため、事業報告書には児童名簿が添付されていたが、10 件中 6 件につき、名簿記載の児童数より補助金対象受託児童数の方が少なく計算されていた。その理由は、補助対象となるためには対象児童家庭から必要書類が提出されなければならないが、その提出が 1 ヶ月以上遅れたことによる減数とのことであり、必要な処置と思われる。ただ、担当課の事務上の利便性のためにも、備考欄に書類不備のため申請対象外等と記載するルールにしておくと分かりやすいと思われる。

【補助金継続交付の必要性（意見）】

浜松市内の認証保育所は、全て当該補助金を受けており、各施設の決算書（簡略なもの）を見る限り、補助金を受けて何とか収支が成り立っている状況が確認できた。

認可保育所の定員数は施設設備や保育士確保の点から早々に増加することが難しい現

状を見れば、認証保育所に補助金を出すことで当面の預け入れを可能にする状況をサポートでき、重要性があると考えられる。認可保育所の定員増政策と合わせ、当面の需要を満たすため、認証保育所への公のサポートを継続していかれるよう希望する。

5. 事業所内保育施設整備費補助金

補助金の申請手続、交付手続が適正に行われているか、補助金の周知の状況及び必要性の検討が適切になされているか等の観点から監査を実施した。

【財産処分の制限条項履行確認体制（指摘）】

当該補助金対象施設整備について、浜松市補助金交付規則にある「補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間」は特に定められておらず、その都度国の規定を参考にしていくとのことであった。規則にある以上、施設側の予測可能性の点からも定めを公表すべきと考える。

【補助金の周知及び必要性（意見）】

事業所内保育施設は、事業所で働く従業員が事業所内で乳幼児を預けられ、従業員、事業主側ともにメリットがあると思われるが、普及は進んでいない。

事業所への補助金の周知が不足していると思われる。補助金があるとはいえ、事業所内保育施設の運営は事業所側の協力が不可欠である。待機児童解消のため、補助金の存在のみならず事業所内保育施設開設の検討への働きかけも必要と思われる。

6. 補助金と利用料収入

民間保育所の一時保育事業費補助金及び延長保育促進事業費補助金の支給申請につき、主として適正性の視点で監査を実施した。

【補助金支給申請で計算される利用料収入と資金収支計算書との乖離（指摘）】

中区における10施設のうち、理論上の利用料収入と資金収支計算書の利用料収入の額が一致した保育所は1施設のみであり、他の9施設は若干の差額が見られた。差額が生じている理由として、資金収支決算書では利用料収入を現金主義にて会計処理を行っているため、その年度に発生した利用料収入と乖離が生じたものと推測される。

補助金を支給する以上、保育所側の支給申請が適正に行われたかを確認すべきことは言うまでもなく、資金収支計算書に計上された利用料収入の事業別内訳を記載させる等、社会福祉施設等（民間保育所）指導監査資料等の様式を改定し、利用料収入と補助金の額との整合性を確認させるべきである。

【利用者数と最低基準（意見）】

一時保育事業費補助金及び延長保育促進事業費補助金は、児童ごとに実績報告がされており、調査した範囲では、事務手続上の問題はないものと思われた。しかしながら、仮に実績報告していない児童が存在し、保育士を増員する等の措置を講じていない場合は、保育士の人数が最低基準を下回る場合も考えられ、設置基準違反が生じる可能性がある。よって、担当課職員による児童数の現地における抜打調査も検討すべきと考える。

市立・民間保育所の運営管理

1. 市立・民間保育所収支比較

市立保育所の収支状況に改善余地はあるかという視点で、市立保育所と民間保育所の経費（特に人件費）を比較・分析する方法により監査を実施した。

【市立保育所の収支改善（意見）】

民間保育所と同様の収支計算を行った場合、市立保育所の収支状況は大部分が支出超過で赤字経営となる。原因としては、正規職員の多さ、年齢構成の差や勤続年数の長い職員が多いことにより、人件費が高くなっていることが考えられる。

もし、市立保育所の収支が赤字でも許されるとすれば、民間ではできない特別な保育（たとえばへき地における保育）を行うなどが考えられるが、現状の市立保育所では滝沢保育園を除きそのような保育所はないと思われる。

市立保育所と民間保育所は、ともに就学前児童を保育するという共通のサービスを提供しており、特に異なったサービスを提供しているわけではないため、市立保育所であっても民間保育所と同様に経営的視点に立った収支管理をすべきで、民間保育所並みの人件費率を目指すべきであり、対策が必要である。

2. 職員の配置から見た園児の受入状況

3歳未満児の待機児童が大きな社会問題となっていることにつき、市立保育所における3歳未満児の受入状況の評価等の視点で監査を実施した。

【3歳未満児の受入状況（指摘）】

職員の配置にあたり、市立保育所では浜松市独自の基準を、民間保育所では児童福祉施設最低基準等を採用しているため、同じ条件であれば市立保育所の方が、民間保育所より多くの職員を配置することになる。しかし、職員の配置状況（園児数に対する職員数の割合）をみると、市立保育所と民間保育所の割合がほぼ同じか、若干民間保育所の方が多くなっている。この理由は、市立保育所に比べ民間保育所の方が、多くの保育士を必要とする3歳未満児をより多く受け入れていることに起因する。

市立保育所は立地的に不便な所にあつたり、又は施設が老朽化していたり等、ハード面で民間保育所より劣る面があるため、一概に市立保育所が3歳未満児の受け入れを拒否し、民間保育所に押し付けているとは思わないが、市立保育所でもさまざまな工夫を行い、より多くの3歳未満児を受け入れるよう努力すべきである。

【市立保育所の保育サービスの評価（意見）】

市立保育所の方が、民間保育所に比べ職員1人当たり人件費が高く、民間保育所に比べ能力・経験に優れた保育士等が多数勤務し、民間保育所に比べより質の高い保育サービスを提供することが期待される。

したがって、市立保育所では、第三者評価を利用するなど園児1人当たり人件費に見合う保育サービスの提供が行われていることの評価を行うとともに、その結果を積極的に外部へ公表することで市民の合意を得る必要があると思われる。

3. 市立保育所の委託契約事務

委託業務につき、各区役所単位で発注している委託業務の内容及び金額が適正であるか、発注業務が効率的に行われているか等の視点で監査を実施した。

【委託業務の担当部署の見直し（意見）】

複数の区で同様の委託業務を発注しているが、同じ内容の業務でありながら委託金額に差が出ているものがあつた。また、特定の区でしか行われていない委託業務もあつた。それぞれの委託業務は各保育所において必要であるという判断で行われているが、本当に必要なものであるか、また、必要であるにもかかわらず実施されていない業務はないかという検証が欠けている。

これは、各区役所単位で委託業務を発注していることによる弊害と思われる。

委託業務の発注管理は、各区役所単位ではなく、たとえば中区役所が他の区の分もまとめて発注管理するなど、業務を集約することで必要な業務か否か、発注金額は妥当かという検証ができるものと思われる。

【委託業務の効率的発注（指摘）】

各委託業務について、複数の区で同じ業者が受託しているものが見受けられた。

特に旧浜松市地区のみである中区、東区、西区、南区においては同じ業者が受託している場合が多く、各区役所単位で委託業務を発注する必要性はないと思われた。むしろ中区、東区、西区、南区など比較的距離の近い市立保育所の委託業務は、中区役所でまとめて発注することで発注業務の効率化及び委託金額の引き下げにつながると思われる。

一方、北区、天竜区など地理的に離れている市立保育所の委託業務は、比較的他の区と異なる業者が受託している場合が多いため、区役所単位での発注を行うことで発注業務の効率化が妨げられることはないと思われる。

各委託業務の内容及び地理的条件等を考慮し、近隣の同種業務は発注をまとめて一つにするなど、一律に区役所単位で発注するのではなく、実態に合った発注方法によるべきである。

4. 市立保育所の固定資産の管理状況

固定資産の現物管理及び返納処理手続につき、資産管理の適正化等の視点で監査を実施した。

【内部チェックの強化（意見）】

市立保育所の備品管理状況及び現物調査の状況については、現在のところ、不定期に財務部調達課による現物チェックが行われているが、指導監査時にも登録備品を数件抽出し、現物確認を行うとともに、財産プレート（シール）の貼付状況を確認することが必要である。

【備品返納時の財産プレート（シール）の添付（意見）】

備品の返納申請を行う場合には、返納対象となる備品の実在性を確認するために、財産プレート（シール）又は、返納備品の写真等を添付する必要がある。

5. 民間保育所の資金管理

保育所における資金管理方法につき、簿外資金のプール及び不正に対する防止施策を確認する等の視点で、監査を実施した。

【資金管理方法に対するチェック強化（意見）】

保育所会計の中で「実費徴収処理」又は差額が発生した場合の「雑入処理」が行われている場合には、不正リスクを防止するため、入金・出金の総額が適時に記載され、かつ網羅的に処理されているかを、監事監査等を活用しながら、徴収処理内容の資料確認を行っていくことが有効である。また、指導監査の手続の中でも、資金管理のチェックをより厳格に行っていくことも重要である。

なお、実費徴収処理されている場合でも、差額部分を父母会等の会計で受け入れている可能性は否定できないことから、雑入処理の計上漏れを防止するために、上述のチェックに加え、必要に応じて父母会等の会計資料の閲覧を行うことも検討すべきである。

なお、園児保護者は就業中等多忙のため、父母会業務に積極的に関わるのが困難であり、父母会は有名無実で実質上、保育所の職員等が通帳を管理していることが多いものと推測される。このような形式だけの父母会の場合には、本来はその入出金も保育所会計に計上すべきものとする。

6. 民間保育所役員（理事及び監事）の機能強化

民間保育所の理事会及び監事監査の有効性及び実行可能性の検証等の視点で監査を実施した。

【理事会の運営状況（意見）】

平成20年度における理事会開催回数は、19法人のうち11法人で2回～3回となっている。民間企業では、取締役の業務執行を監督し、組織的な意思決定を機動的に実施するため、会社法において最低3ヶ月に1度の取締役会の開催が義務付けられている。

保育所を運営する社会福祉法人において、理事会の開催回数が少ないのは、理事会の専決事項が、予算及び決算の承認等に限定され、他の事項は理事長の専決事項とされているためと考えられる。

しかし、昨今の社会福祉法人に関連する不祥事の発生や理事及び監事の本来担うべき責任を考えると、理事長の専決事項の中には、本来、理事会による審議が必要な重要事項も含まれている。業務運営理事の業務執行監督を有効に実施するとともに、機動的な意思決定を行っていくためにも、理事会の専決事項の拡充を図り、法人運営の適正化を図っていく必要性を感じる。

【監事監査時間の確保（意見）】

19法人のうち、決算時の監査時間が4時間以下と回答した法人は14法人(7割強)で、大半の法人において監事監査が半日程度で終了している。また、13法人について「監事監査の結果、指摘等はなし」であり、監事監査の監督機能が十分に機能しているか疑問が感じられる。

業務執行理事の業務執行に対する監督機能を強化するためにも、監事監査機能の充実を検討していく必要がある。

【役員報酬（意見）】

保育所運営法人では、「役員の名による報酬の支給は行わない」と定款等で規定し、役員（理事及び監事）への報酬を支給していないことが多いが、勤務実態に即して報酬を支給することに問題はないと考えられる。

役員機能を強化するとともに、責任を明確にするためにも、遂行した業務に応じた報酬体系を検討すべきであり、報酬支給が決定するならばこのための規程整備が必要である。

．指導監査及び第三者評価

1. 指導監査の状況

指導監査の体制や一連の流れ、手続及び平成21年度の指導監査の指導事項に対する各指導監査対象保育所等の改善対応状況につき、有効性及び適正性の視点で、監査を実施した。

【指導監査体制の整備（意見）】

指導監査の実施に当たっては、指導監査事項の区分ごとに関係法令及び関係指導指針についての十分な知識及び経験が必要であり、そのようなノウハウの蓄積が課題となる。この点、指導監査担当6名のうち、上席者3名全員（担当課長及びグループ長2名）が平成22年4月の人事異動で同時に配属されており、この人事ローテーションでは、指導監査の実効性を確保できないのではないかと感じられる。

指導監査をより有効に行うためにも、事前調査票に過度に依存する必要のないノウハウの蓄積及び業務の特殊性を考慮した適時適切な人事ローテーションによる人材の確保・育成が必要である。

【報告書の提出遅延（指摘）】

「指導監査実施結果について（通知）」を通知した日から、本来は、2ヶ月以内に、「指導監査結果に係る是正又は改善の報告について」を報告書として、提出することとされているが、報告書の提出が、期限を大きく遅延しているものがみられた。

指導監査の改善フォローをより適時・適切に実行させるためにも、報告期限の順守を徹底させるべきである。

2. 認可外保育施設への指導

未届保育施設の把握については主として有効性、網羅性の視点で、また指導監査及び立入調査については効率性の視点から監査を実施した。

【立入調査実施状況（意見）】

認可外保育施設について、児童福祉法は立入調査を義務付けているわけではなく、立入調査を行うことができる旨を定めているに過ぎないが、浜松市では届出済みの認可外保育施設について全件立入調査を実施している。その理由は、立入調査の重要性から慣例的に毎年実施していたということであった。立入調査を実施することに問題はないが、未届けの保育施設の掘り起こしについても時間と労働力を費やすべきである。

【二課で担当していることによる弊害（意見）】

指導監査は、認可保育所を対象に社会福祉部福祉総務課指導監査担当が主として施設の設置状況及び運営状況（会計監査を含む）について監査を実施するのに対し、立入調査は、認可外保育施設を対象にこども家庭部保育課で保育の質に重点を置いた調査を実施している。そのため、指導監査と立入調査がどちらか一方からの視点で行われていることが問題である。全ての施設について、施設の設置・運営状況の指導監査と保育サービスについての両面からの監査を実施する必要があると思われ、双方の要素を取り入れた監査の体制を構築して両面からアプローチする等の工夫が必要と考える。

3. 第三者評価

第三者評価受審につき、報告書の活用がされているか、意見の取り入れがなされているか等の視点により監査を実施した。

【評価受審機会の増加（意見）】

浜松市に所在する保育所は、平成22年4月1日現在、市立24園、民間61園の合計85園である。第三者評価を受審しているのは過去3年度で年約10件ずつであり、受審率は11.7%に過ぎない。市立のみならず民間保育所についても協力を依頼し、受審件数の増加に向けた取り組みが必要と思われる。

【評価結果への対応の確認（意見）】

評価結果は、直接第三者評価を受けた保育所に送付され、その後市の保育課で内容を確認、対応策についてその保育所より報告を受け、市立保育所分については園長会にて報告される。しかし、対策の必要性を受けた園について、その後その評価結果が活かされているかの実地の確認作業は簡単にしか行われていなかった。

より具体的な対策について保育所側で記述できる項目を作り、記述について保育課と情報共有することも検討してはどうか。これにより、第三者評価がその後の保育所指導、サポートにより有効に活用できると思われる。

【評価結果の他保育所への活用（意見）】

予算の関係上、第三者評価を受審できる保育所が限られてくるとのことであったが、得られた結果を活用することについては制限はない。よりよい保育を提供するために、情報共有に留まらず、評価結果に基づいた工夫や他保育所との保育士レベルでの情報交換なども積極的に行っていただきたい。

【第三者評価報告書の保護者意見の取り入れ検討（意見）】

第三者評価報告書には、様々な保護者からの意見が掲載されている。全ての要求に応えることは無理だろうが、具体的な要望については個別回答の形でホームページ上に掲

載するなど行ってはいかがだろうか。